

## 「貨物利用運送事業法制度の改善に係る検討委員会(第1回)」議事概要

平成19年6月28日(木)開催

- ・ 最初に、複合貨物流通課長から、物流を取り巻く諸情勢の変化をふまえ、現在の貨物利用運送事業法制度上の課題やその改善策について、委員の皆様から忌憚のないご意見をいただきたいとの挨拶があった。
- ・ 次に、平田委員長から、輸送の効率化とセキュリティの両立が大事であり、今般の検討は非常にいいタイミングであるので、いろいろなご意見をいただいて進めていきたいとの挨拶があった。

### (主な意見)

- ・外国人に対する規制について、特に国内航空の利用運送ができないことは、ドア・ツー・ドアのサービス提供を行う会社にとっては非常に困ったことではないか。また、国内航空の外国人規制は実運送部分を外国人に開放していないことに起因しているのではないか。
- ・ドア・ツー・ドア輸送について、法的には、モード毎にライセンスをとる必要があるが、実態としては、スルーB/Lで運送している。一つの約款でできる方が望ましい。
- ・運賃の事後届出について、実態を詳しく調査して議論する必要がある。変動が激しいのでタイムリーに届け出ることができていないのではないか。届出制が必要ということであれば、電子的な手続きについても検討すべき。また、届出制を利用者保護のためのみならず、物流事業者保護の観点からも考えるべき。
- ・国内航空について、機材の小型化や減便、路線廃止等により航空を利用しづらい状況であるため、運送区間ごとの許可については弾力的に取り扱うべき。航空利用運送について、運転資金の確保やセキュリティ確保のためのコスト負担が必要であるため、新規参入に対して一定の規制があってもよい。
- ・セキュリティについて、実際に貨物を触らない場面が多い中で、アメリカのC-TPATにどこまで利用運送事業者が関わられるのかが一つの課題。
- ・鉄道について、環境問題の追い風もあり、全体の鉄道貨物量は下げ止まっているが、実運送事業者が1社しかない中で、新しい商品提供に苦勞する場合もある。また、実運送事業者も旅客鉄道会社との関係でダイヤの調整等難しい問題もある。

## 「貨物利用運送事業法制度の改善に係る検討委員会(第2回)」議事概要

平成19年9月28日(金)開催

### 1. 参入規制・業務規制について

- ・国際航空の利用運送事業については、IATA 代理店資格を要件としているが IATA 代理店でなければ航空券を発行できないため、業務の実態からも規制が必要ではないか。また、利用者保護の立場から一定程度の財産的基礎を要件とする規制は必要ではないか。
- ・利用運送に対する規制の意義は少ない。財産的基礎の規制については資金がなければ淘汰されるだけだし、IATA 代理店資格を要件とする規制についても、規制があってもなくても業務上必要だから資格を取得するだけと考える。
- ・実運送で輸送の安全のための規制がかかった上で、さらに利用運送で規制をかけるのは、二重規制になっているのではないか。トラックの実運送の許可を有している事業者が多いので、(利用運送事業者にも求められているトラックの) 集配事業計画は省略すべきではないか。
- ・事業計画の運送区間について、区間ごとに許可せずに利用するキャリアの区間すべてを利用できるようにするべき。また、国際航空では代理店は国ごとにあるので路線別許可ではなく国ごとの許可でよいのではないか。
- ・許認可について、処理期間を迅速化すべき。
- ・利用運送に対する参入規制は世界的には少ないと考える。ただし全くないわけではなく、米国の NVOCC やフランス、イタリアには規制がある。

### 2. 第二種利用運送事業の概念の再整理

- ・シーアンド・エア、シーアンド・レール等運送機関は異なるものでも共通している部分があれば統一的な約款にしてもらいたい。

### 3. 運賃・料金

- ・過当競争で運賃は下がっているので利用者保護という運賃規制の目的は達成されているのではないか。
- ・運賃規制は必要ない。変動するものが常態であるものを管理する意味はない。
- ・運賃・料金の届出規制は、世界的にも米国ぐらい。ただし、届出方法は電子的に簡便なものですんでいる。
- ・消費者向けの運賃は(消費者保護の観点が必要なので) 事情が異なるのではないか。また、運賃が高騰した際に正規の運賃(報告されている運賃)が上限となってセーフティネットとして機能することがあることにも留意すべきではないか。